

件名：領事手数料の改定

(ポイント)

●令和3年(2021)4月1日から、領事手数料が改定されます。

(本文)

日本大使館で取り扱う旅券、証明書、査証等の領事業務に関する領事手数料について、令和3年(2021)4月1日の申請分から、新しい領事手数料が適用されます。

新しい領事手数料の主なものは、以下のとおりとなります。

旅券、証明書、査証等を申請される際には、誠に恐縮ですが現金をお持ちください。

○旅券(パスポート)	ボリバル
10年旅券の発給	26,200,000
5年旅券の発給	18,000,000
(申請者が12歳未満の場合)	9,800,000

○証明書

在留証明	2,000,000
出生・婚姻・死亡等身分事項に関する証明	2,000,000
翻訳証明(日本の公文書に対する証明)	7,200,000
署名又は印章の証明 官公署に係るもの	7,400,000
同 その他のもの	2,800,000

○査証

一般入国査証(一般)	4,900,000
数次入国査証(一般)	9,800,000
通貨査証(一般)	1,100,000

○渡航先における情報を迅速に入手するためにも、「たびレジ」が大変便利です。第三国へ渡航の際は、下記のリンクから訪問先の「たびレジ」登録をよろしくお願いいたします(⇒
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>)

このメールは、在留届に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ベネズエラ日本国大使館

電話：(+58)-212-262-3435

FAX：(+58)-212-262-3484

ホームページ：<http://www.ve.emb-japan.go.jp/>